

知柄漁港及び周辺エリア整備に関わる民間資金等活用事業調査業務 委託仕様書

1 委託業務名

知柄漁港及び周辺エリア整備に関わる民間資金等活用事業調査業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の内容

各業務の内容は下記の通り。

(1) P F I 導入可能性調査等の実施

知柄漁港及び周辺エリア（以下、「対象エリア」という。）整備について、令和6年度に策定した「知柄漁港及び周辺エリア整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）に基づき、P F I 導入可能性調査等を実施し、P F I 導入の検討を行う。

ア 事業計画の検討・整理

基本構想での検討結果を踏まえ、具体的な施設整備の内容（機能・規模、概算事業費、P F I 導入範囲、事業形態、業務内容、事業スケジュール等）を検討し、民間事業者等の参入意向調査のための基礎資料としてまとめる。

イ 民間事業者の参入意向等の把握

民間事業者の当該事業に関わる参入意向調査を実施する。調査実施要領等を作成し、意向調査の実施について、広く周知を図り、多くの民間事業者の参入意欲や参入条件、事業内容に対する意見を把握する。

また、P F I を実施した際の事業費算定に参考となる情報の収集を行う。

ウ リスク分担等の検討

イの結果等を踏まえ、リスクを洗い出したうえで、市と民間事業者のリスク分担や、リスクの定量化を検討する。

エ V F M の算定

イの結果等を踏まえ、P S C と P F I 事業の L C C を算定し、V F M の評価を行う。また、対象エリアは公共下水道の認可区域外であり、V F M の算定に係る施設整備費には、排水施設を公共下水道に接続するための工事費を含めるものとする。

オ 課題の整理

イの結果等を踏まえ、事業推進における課題を整理する。業務要求水準、モニタリング、支払メカニズムを一体的に検討し、基本的な枠組み

を構築する。

カ PFI導入可能性の評価

上記のアからオの調査・検討の結果を踏まえ、PFI導入可能性の評価を行う。PFIの導入が可能と判断された場合は、今後のスケジュール等を整理する。

キ 対象エリアの整備手法の検討

上記のアからカの調査・検討の結果を踏まえ、最も効果的な対象エリアの整備手法を検討する。

(2) 地域の経済・社会にメリットをもたらすことを示す指標の検討

対象エリアの整備が、地域の経済・社会にメリットをもたらすことを示すため、「PPP/PFI 事業の多様な効果に関する手引・事例集

(https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/pdf/tayounakouka.pdf)」を基に以下の指標についての検討を行う。

ア 施設整備による経済波及効果

イ 施設運営による経済波及効果

ウ 地域企業の取引拡大効果

物販・飲食機能を伴う賑わい交流拠点を整備した場合、市内産水産物の認知度向上、ブランド化の進展が期待されるほか、賑わい交流拠点で使用・販売される水産物は隣接する知柄漁港荷捌き施設で水揚げされる水産物の仕入が想定される。上記のイの分析と合わせて、市内産水産物の単価向上効果、蒲郡漁業協同組合の売上向上効果を分析する。

エ 地域経済の活性化①

賑わい交流拠点・リトリートエリアを利用した地域連携プログラムの開発について、地域住民による実施可能な体験コンテンツ（漁業体験、魚料理教室、海洋環境に関する学習・体験講座、マリンアクティビティ体験等）の内容、年間開催数を試算する。

オ 地域経済の活性化②

コロナ禍で中止していた蒲郡漁業協同組合西浦支所主催の「青空市」等、漁業関係者及びイベント関係者等が開催するイベントと連携し、当該地の集客面から見たポテンシャル、可能性の把握を行い、交流人口の拡大数を試算する。

カ 賑わい創出

物販・飲食機能を伴う賑わい交流拠点を整備することにより、来場者が、周辺の観光地等も訪れる効果が期待されるため、蒲郡市西浦地区の観光客数の増加効果を分析する。

(3) 対象エリアの活用に関わる関係機関との協議

対象エリアの活用に向けて、知柄漁港管理者である愛知県及び蒲郡漁業協同組合西浦支所と打合せ・協議等を適宜行う。また、打合せ・協議等に必要となる資料作成及び説明等を行うとともに、議事録の作成を行う。協議回数はそれぞれ2回を想定するが、必要に応じて適宜行う。

(4) 打合せ・協議等の支援

業務全体の進行管理、情報整理、確認等のための打合せ・協議等を適宜行う。また、打合せ・協議等に必要となる資料作成及び説明等を行うとともに、議事録の作成を行う。打合せ協議は、業務開始前、中間時（3回）、成果品納入時の計5回程度とするが、必要に応じて適宜行い、綿密な連携を取ることを。

(5) 業務実施報告書の作成

(1)～(4)の業務結果を踏まえ、収集した情報や作成した資料などを整理し、最も効果的な対象エリアの整備手法、今後の整備スケジュール等を検討のうえ、業務実施報告書を作成する。

また、本事業は、民間資金等活用事業調査費補助金交付要綱に基づく、民間資金等活用事業調査費補助金の交付決定を受けているため、必要に応じて、補助金の事務に必要な成果概要（中間及び最終報告）、調査成果報告書を作成する。

4 成果品

(1) 成果品の提出部数

ア 対象エリア整備に関わる民間資金等活用事業調査業務報告書 2部

イ 関連資料の電子データ一式（CD-R） 1枚

(2) 成果品の帰属

成果品の著作権及び所有権は、市に帰属するものとする。

5 その他

(1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。

(3) 本委託業務において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書内に、特記事項を記載して提案する。

(4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。

(6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはな

らない。

- (7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。
- (8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。
- (9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。